

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物施設立入検査マニュアルについて(通達)

危険物施設の安全の確保については、日頃から御指導いただいているところであるが、今般、消防職員が立入検査を実施するに当たって、法令基準項目について見落としがなく、かつ、立入検査の方法、程度等を同一水準で実施することができるように、別紙のとおり危険物施設立入検査マニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成した。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、マニュアルの活用を図るよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

なお、移送取扱所、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令 306 号)第 19 条第 2 項各号の一般取扱所、消火設備及び警報設備に係るマニュアルについては追って通知するので、この旨申し添える。

記

1 マニュアルの活用にあたっての留意点

(1) マニュアルは、基本的な危険物施設について、該当する基準を取り上げたものであるため、特殊な貯蔵又は取扱形態の危険物施設及び危険物の規制に関する政令第 23 条の特例規定を適用した危険物施設については、各市町村において必要に応じて適宜、項目を追加又は削除して使用すること。

(2) マニュアルは、標準的な着眼項目、確認方法を示したものであるため、このマニュアル以外の着眼項目、確認方法等については、必要に応じ各市町村において追加して使用すること。

2 立入検査の実施にあたっての留意点

(1) 事前準備

ア 立入検査を行おうとする施設(以下「対象施設」という。)について、あらかじめ次の事項を施設台帳等(許可、承認、認可及び届出の状況を記載した書類並びに施設関係資料及び図面をいう。)及び立入検査指導経過簿等により確認し、実態を把握しておくこと。

- (ア) 製造所等の位置、構造及び設備に係る変更工事の状況並びに特例適用の有無
- (イ) 貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出の状況
- (ウ) 危険物保安監督者の選解任の状況
- (エ) 予防規程の内容
- (オ) 法令違反の有無及び改善の状況
- (カ) 過去における事故の発生状況及び原因

イ 対象施設について適用される法令をあらかじめ確認しておくこと。特に、危険物の規制に関する政令第 23 条の規定により措置した事項、過去の法令改正に伴う経過措置の対象となる事項等について確認しておくこと。

(2) 連絡

対象施設の過去における事故の発生状況、過去の法令の遵守状況等を勘案し、対象施設の関係者に対し事前に連絡を行わない立入検査の実施についても考慮されたいこと。

(3) 立入検査

ア 立入検査にあたっては、対象施設の位置、構造及び設備が確認できる関係資料、必要な検査機器等を携行するとともに、定期点検記録表の提示を求めるほか、必要に応じ許可書類等の提示を求めること。

イ 対象施設に適用される法令の基準の違反の有無については、必ずしも全ての基準について現場において確認を行う必要はなく、対象施設の特性、適用される基準の重要度、前回の立入検査における指示事項等を考慮し、効率的な立入検査の実施を心がけること。例えば、位置、構造及び設備に関する技術上の基準の維持管理状況については、その多くについて定期点検記録表、点検済証を確認することにより行うこととし、一部の設備等の状況について抜取り的に現場確認を行うといったことが考えられるものであること。

ウ 対象施設の危険物保安監督者、危険物取扱者、その他責任者等の立会いを求めること。

エ 設備の作動確認は、原則として対象施設の関係者に行わせること。

オ 現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の品名、数量及び指定数量の倍数の確認にあたっては、原料、製品等の発注、納入伝票、危険物確認試験結果報告書等の関係資料の提出を求め、立入検査時以外も含めた危険物の貯蔵又は取扱実態についても確認すること。

凡例

- ・法……………消防法（昭和23年法律第186号）
- ・令……………危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ・則……………危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- ・告……………危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）

(例) 令9-1-13-イ……………危険物の規制に関する政令第9条第1項第13号イ

則25の3-2……………危険物の規制に関する規則第25条の3第2号

則25の4-1-1の2……………危険物の規制に関する規則第25条の4第1項第1号の2

[共通（管理関係）]

項 目	基準の内容	着 眼 項 目	チェックの方法
●無許可貯蔵、 取扱い (法10-1)	●指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で貯蔵し、又は取り扱わないこと。ただし、仮貯蔵、仮取扱いの承認を受けた場合を除く。	① 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか。 ② 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか。	① 目視及び関係者への質問により確認 危険物の疑いがある場合は、試料を取去する。 ② 目視及び関係者への質問により確認
●無許可変更 (法11-1)	●製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合は、許可を受けること。	① 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか。 ② 移動タンク貯蔵所の常置場所	① 目視、関係者への質問及び設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認 ② 目視及び関係者への質問によ

		を変更していないか。	り確認
●完成検査前使用 (法11-5)	●製造所等を設置し、又は製造所等の位置、構造及び設備を変更したときは、完成検査を受け、基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用しないこと。ただし、仮使用の承認を受けた場合を除く。	① 完成検査を受けないで施設を使用していないか。 ② 仮使用の承認内容と相違していないか。	① 目視による確認  ② 仮使用承認の有無及び承認内容を、仮使用承認書により確認
●譲渡引渡 (法11-6)	●譲受人又は引渡しを受けた者は、遅滞なく届け出なければならない。	① 製造所等の所有者等が変わっていないか。 ② 移動タンク貯蔵所においては、施設の所在は明らかか。	① 施設台帳等及び関係者への質問により確認 ② 施設台帳等及び関係者への質問により確認
●用途廃止 (法12の6)	●用途を廃止したときは、遅滞なく届け出なければならない。	① 廃止した製造所等の届出をしているか。	① 目視及び関係者への質問により確認 特に移動タンク貯蔵所については、その所在を確認
●危険物保安統括管理者 (法12の7) (法30の3)	●危険物保安統括管理者を定めて、事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理させること。	① 選任を必要とする事業所においては、これを選任し、届け出ているか。 ② 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっているか。	① 施設台帳等及び関係者への質問により確認  ② 関係者への質問により確認

		ないか。 ③ 業務は確実に 行われている か。	③ 関係者への質 問により確認
●危険物保安監 督者 (法13) (令31-1、令31 の2) (則48)	●危険物保安監督 者を定めて保安の 監督をさせるこ と。	① 選任を必要と する製造所等に おいては、これ を選任し、届け 出ているか。 ② 転勤、退職、 長期の休暇等に より実質的に当 該業務が履行で きなくなってい ないか。 ③ 業務は確実に 行われている か。	① 施設台帳等及 び関係者への質 問により確認 ② 関係者への質 問により確認 ③ 関係者への質 問により確認
●危険物施設保 安員 (法14) (令36) (則59、則60)	●危険物施設保安 員を定めて保安の 業務をさせるこ と。	① 選任を必要と する製造所等に おいては、これ を選任している か。 ② 転勤、退職、 長期の休暇等に より実質的に当 該業務が履行で きなくなってい ないか。 ③ 業務は確実に 行われている か。	① 関係者への質 問により確認 ② 関係者への質 問により確認 ③ 関係者への質 問により確認
●危険物取扱者 (法13-3) (令31-2、3) (則49) (法13の23) (則58の14)	●製造所等におい ては、危険物取扱 者以外の者は、甲 種又は乙種危険物 取扱者が立ち会わ なければ、危険物	① 危険物取扱者 は、免状に記載 された危険物以 外の危険物を取 り扱い、又は取 り扱いの立ち会	① 関係者への質 問及び免状によ り確認

	<p>を取り扱わないこと。</p> <p>●製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、保安講習を受けること。</p>	<p>いをしていないか。</p> <p>② 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立ち会いを受けずに危険物の取扱作業を行っているか。</p> <p>③ 危険物取扱者は保安講習を受講しているか。</p>	<p>② 関係者への質問及び免状により確認</p> <p>③ 関係者への質問及び免状により確認</p>
<p>●予防規程 (法14の2) (令37) (則60の2)</p>	<p>●予防規程を定めて認可を受けること。</p>	<p>① 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか。</p> <p>② 保安教育、訓練が計画どおり行われているか。</p> <p>③ その他予防規程の内容に即した業務が行われているか。</p>	<p>① 予防規程の内容と実態を比較するとともに、関係者への質問により確認</p> <p>② 関係者に質問するとともに、保安教育、訓練の記録により確認</p> <p>③ 関係者に質問するとともに、保安に関する記録により確認</p>
<p>●定期点検 (法14の3の2) (令8の5) (則62の4～則62の8)</p>	<p>●製造所等について定期的に点検し、点検記録を作成して、これを保存すること。</p>	<p>① 定められた期間内に定期点検が行われているか。</p> <p>② 定期点検実施者は適正か。</p> <p>③ 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか。</p>	<p>① 定期点検記録表により確認</p> <p>② 定期点検記録表により確認</p> <p>③ 定期点検記録表及び関係者への質問により確認 また、不備事</p>

		④ 定期点検記録表は適正に保存されているか。	項の記録があったものは、改修状況を目視による確認 ④ 目視による確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自衛消防組織 (法14の4) (令38) (令38の2-1) (則64、則64の2)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(令38の2-2) (則65)</li> <li>(令38の2-3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一の事業所において、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等においては、自衛消防組織を置くこと。</li> <li>● 自衛消防組織は、事業所の規模の区分に応じ定められた数の人員及び化学消防自動車をもって編成すること。</li> <li>● 化学消防自動車は、一定の消火能力及び設備を有すること。</li> <li>● 化学消防自動車には、消火活動を実施するために必要な消火薬剤及び器具を備えて置くこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定施設は自衛消防組織を定めているか。</li> <li>② 自衛消防組織の編成(人員数、化学消防自動車の台数)はよいか。</li> <li>③ 化学消防自動車は、必要な消火能力及び設備を有しているか。</li> <li>④ 化学消防自動車には、必要な消火薬剤及び必要な器具を備えているか。</li> <li>⑤ 定期的に訓練を実施しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係者への質問及び編成表により確認</li> <li>② 関係者への質問及び編成表により確認</li> <li>③ 目視及び関係者への質問により確認</li> <li>④ 目視及び関係者への質問により確認</li> <li>⑤ 関係者への質問及び実施結果記録簿等により確認</li> </ul>

[共通 (貯蔵、取扱い関係)]

項目	基準の内容	着眼項目	チェックの方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 許可 (届出) 外危険物の貯蔵、取扱い (法11の4-1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 許可若しくは届出に係る品名以外の危険物又は許可若しくは届出に係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目視、関係者への質問、施設台帳等、製造マニュアル、受払</li> </ul>

<p>(令24-1)</p>	<p>る数量若しくは指定数量の倍数を超える危険物を貯蔵し、又は取り扱わないこと。</p>	<p>か。 ② 危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか。</p>	<p>伝票等により確認 ② 目視、関係者への質問、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認 (注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。</p>
<p>●火気使用等 (令24-2)</p>	<p>●みだりに火気を使用しないこと。</p>	<p>① 火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか。 ② 「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか。</p>	<p>① 目視及び関係者への質問により確認 ② 目視及び関係者への質問により確認</p>
<p>●出入管理 (令24-3)</p>	<p>●係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p>	<p>① 従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか。 ② 夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか。</p>	<p>① 関係者への質問により確認 ② 関係者への質問により確認</p>
<p>●整理、清掃 (令24-4)</p>	<p>●常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱</p>	<p>① 火災予防上又は消防活動上支障となる物件は</p>	<p>① 目視による確認</p>

	<p>その他不必要な物件を置かないこと。</p>	<p>ないか。 ② みだりに空箱等が放置されたままになっていないか。</p>	<p>② 目視による確認</p>
<p>●くず、かす等の廃棄 (令24-5) (令27-5-1)</p>	<p>●危険物のくず、かす等は、1日1回以上危険物の性質に応じて安全な場所で廃棄その他の処置をすること。 ●焼却する場合は安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。</p>	<p>① 危険物のくず、かすの一時的な置き場は安全な場所か。 ② 廃棄等の方法は適切か。 ③ 焼却は安全な場所で行っているか。周囲に可燃物等がないか。 ④ 焼却の方法はよいか、消火器を準備しているか。 ⑤ 焼却する際には、必ず見張り人をつけているか。</p>	<p>① 目視による確認 ② 関係者への質問により確認 ③ 目視による確認 ④ 関係者への質問により確認 ⑤ 関係者への質問により確認</p>
<p>●異物の混入等 (令24-9)</p>	<p>●危険物の変質、異物の混入等により危険性を増大しないよう必要な措置を講じること。</p>	<p>① 危険物の変質していないか。 ② 混入防止、変質防止の安全策を講じているか。</p>	<p>① 目視による確認 ② 目視による確認</p>
<p>●設備等の修理 (令24-10)</p>	<p>●危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去した</p>	<p>① 移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているのか。 ② 固定した設備等の修理は、危</p>	<p>① 関係者への質問により確認 ② 関係者への質問により確認</p>